

# ホロアキッズ体育スクール会員規約

この会員規約（以下「本規約」という。）は、ホロアフィットネス（以下「当社」という。）が提供する体育スクールサービス（以下「本スクール」という。）の利用条件を定めたものです。公式ホームページ等を通じて本スクールに各種お申込みをいただく方（以下「申込者」という。）、並びに本スクールを利用される生徒の皆様（以下「会員」という。）及びその保護者の方々（以下「保護者」という。）は、本スクールへのお申込みの前に本規約をよくお読みいただき、本規約にご同意いただく必要があります。

## 第1条（名称および所在地）

本スクールは「ホロアキッズ体育スクール」と称し、当社所在地は茨城県神栖市土合西2-7-28となります。

## 第2条（運営）

本スクールの運営・管理（会員資格の得喪及び変更、会費・諸費用の収受（以下、「会費等」という。）、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は当社が行います。

## 第3条（目的）

本スクールは、発育と発達に適したコーディネーション能力の育成及び基礎運動能力や健全な心身の育成を図り、社会で必要となる豊かな人間形成の育成を行うことを目的とする。また、地域スポーツの振興を寄与する。

## 第4条（入会に際しての確認事項）

本スクールへの申込者は、次の各項目をすべて満たすことを確認します。また当社は、申込者からの入会の申込みについて、以下の確認事項を満たさず、入会を認めることが適当でないと判断する場合、これを認めないことができます。

- 1、本スクールの趣旨及び運営方法並びに本規約、入会案内資料及びその他に記載される注意事項を遵守できること。
- 2、暴力団関係者をはじめとする反社会的勢力に該当しないこと。
- 3、刺青（タトゥーを含む）をしていないこと。
- 4、健康状態の異常等により、医師等に運動を制限されていないこと。
- 5、未成年者が会員になろうとするときは、親権者の同意があること。
- 6、その他、当社が会員として不適当であると認めた者でないこと。

## 第5条（会員の種類及び指導日時）

本スクールの会員の種類及び各要件は別途定める通りです。会員の種類及び各要件は変更になる場合があります。また、会員はクラスごとに定められた曜日・時間にレッスンを受けるものとします。

## 第6条（レッスン内容）

本スクールは、各クラスの会員の種類及び到達度に応じたレッスン要項及び細目を設定します。レッスン要項及び細目に基づく個別具体的指導方法は講師が決定します。

## 第7条（会費及び受講料等支払い）

会員は、本スクールの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本スクールが定めるものとします。（月会費は、会員が本スクールの会員資格を有する限り、現実に本スクールを利用しない場合も支払義務が発生します）

## 第8条（休会）

会員は、休会希望月の前月末日まで（例:3月を休会したい場合、2月末まで）に当社の定める所定の休会届を提出することにより、本スクールを休会することができます。休会費はひと月2,200円とし、会員資格を維持することができます。休会期間は最大2ヶ月間を上限とし、休会后必ず復帰することが条件となります。休会后、退会となった場合には、休会期間中の月謝を支払わなければいけません。その意思表示の際に、当該会員に未払いの会費等がある場合、当社は、その届け出を受理せず事前に未払いの会費等の支払いを求めることができます。また、1ヶ月以内の復帰は休会取消となり、復帰した月の月謝は全額お支払いいただきます。

## 第9条（退会）

会員は、退会希望月の前月末日まで（例:3月末退会の場合、2月末まで）に当社の定める所定の退会届を提出することにより、本スクールを退会することができます。退会に伴う入会金及び月謝の返金は一切行わないものとします。また、再入会される場合は再度入会金を支払う必要があります。その意思表示の際に、当該会員に未払いの会費等がある場合、当社は、その届け出を受理せず事前に未払いの会費等の支払いを求めることができます。

## 第10条（規則の遵守および管理責任）

会員は、本スクールが定める本規約・入会案内・その他の注意事項を守ることを確認します。また本スクールの運営についての当社および会員の責任の範囲は以下の通りです。

- (1)当社は、会員が施設の利用に際して生じた負傷・発病等により会員が受けた損害について、当社に故意・または重大な過失がある場合を除き、その損害に対する責任を負わないものとします。
- (2)会員は自己の責任に帰すべき原因により、当社または第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償責任を果たさねばなりません。

## 第11条（会員資格の喪失）

当社は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- 1、本スクールの定める会費・諸費用につき、2ヶ月以上滞納したとき。（会員資格の一時停止をもって、未払いの会費等について期限の利益を付与するものではなく、また除名をもって、未払いの会費等についてこれを免除するものではありません。）
- 2、本スクールの施設を故意に毀損したとき。
- 3、本規約、その他本スクールが定める規則に違反したとき。
- 4、当社または本スクールの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 5、入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 6、会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 7、伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 8、当社の合理的な指示・指導に従わないとき。

9、反社会的勢力との関係を有することが判明したとき。

10、その他当社が、社会通念に照らし、本スクール会員としてふさわしくないと認めたとき。

## 第12条（レッスン運営）

各クラスは基本的に当社が指定した講師によりレッスンを行います。講師の急病や不慮の事故などの止むを得ない事由により、代行講師への変更や休講になる場合があります。講師の責による休講の場合は振替練習を行います。振替練習不参加による分の返金は致しかねます。

## 第13条（休講）

本スクールは、台風やその他異常気象、地震等により臨時休講となる場合があります。その場合、練習開始1時間前までに当社ホームページ・SNS・スクールアプリ等にて告知するものとします。また、休講に伴う会費の一部返還及び振替練習は原則行わない。ただし講師の責による休講の場合は振替練習を行います。振替練習不参加による分の返金は致しかねます。

## 第14条（傷害事故）

(1)レッスン中の傷害について、スポーツ傷害保険の対象範囲内のみで対応いたします。

(2)むちうちや関節痛などの医学的他覚所見がないものはスポーツ傷害保険の対象とならない場合があります。

(3)レッスン中、講師の指示を無視した行動、またレッスン時間外の自主練習や遊びの中での事故の責任は負いかねます。

(4)本スクールでの事故および怪我は、発生日より3日以内に当社まで報告が無い場合、保障の対象となりません。

## 第15条（料金の変更）

当社は、本規約に基づいて会員が負担すべき会費等を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本スクールは改定日の1ヶ月前までに配布資料及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。ただし特別な割引（兄弟割引、キャンペーンの適用など）については、当社の裁量により本スクールのホームページなどに掲載する方法により、随時これを変更する場合がございます。

## 第16条（施設の移転・閉鎖・変更）

本スクールは、諸施設の補修、その他本スクールの都合により休業や開催時間や施設の変更や移転をすることがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに、施設変更や移転の場合は1ヶ月前までに配布資料及び当社ホームページにて告知します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ告知することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。当社は次の場合、スクール施設の全部または一部を閉鎖または臨時休業することができます。

- 1、自然災害や公共交通機関の不通、集団感染症発生等のやむを得ない事情により、本スクールの業務遂行が困難であるとき。
- 2、施設の改善または補修工事実施のとき。
- 3、著しい社会・経済情勢の変化その他経営上のやむを得ない事由が発生したとき。
- 4、施設の閉鎖等に伴い、同開催場所での運営継続ができないとき。
- 5、法令の制定改廃または行政指導により運営が不可能となったとき。

## 第17条（プライバシーポリシー）

本スクールの個人情報保護に関する基本方針及び個人情報の取扱いについては、別途定める「個人情報保護方針」<https://holoa-fitness.com/contact.php>に記載のとおりとします。

## 第18条（撮影及び投稿）

当社は、会員および保護者に対し、会員および施設の撮影並びにインターネット及び雑誌等への情報公開に関する次の行為を禁じます。

1. 本スクールの業務遂行に支障を生じる態様で施設内を撮影する行為。
2. 各クラス・各施設の撮影規則に反する行為。
3. ブログ・フェイスブック・Instagram等のSNS上の書き込み、新聞・雑誌等への投稿により、他の会員・会員の保護者等の情報を公開しその肖像権又はプライバシー権等を侵害する行為。

## 第19条（肖像権）

当スクールでは会員受講者の肖像権を必要な場合に限り使用します。パンフレットやホームページ、各ソーシャルネットワークサービス、各種広告物、その他当スクールの運営上必要な事項に対して写真画像、ビデオ動画等を使用します。目的は当スクールの広告宣伝、紹介等の為に使用します。予めご了承下さい。なお、肖像権の使用に支障が生じるという方は事前にお申出下さい。この同意は、退会後も引き続き有効なものとします。なお、申し出があった場合は削除いたします。本条に基づき写真・映像の開示を受けた委託先は1記載の利用目的のために写真・映像等を取り扱い、同目的以外に情報を取り扱い、開示、公表することはありません。

1. 使用目的は、当スクール活動の紹介や案内とする。
2. 使用場所は、当スクールパンフレット、当スクールのホームページ及びSNS、当スクールの紹介、VTR、当スクールが作成するチラシ、イベント案内等とする。
3. その他、上記使用場所以外の掲載については、その都度会員本人及び保護者の同意を得てから掲載するものとする。

## 第20条（附則）

本規約の改定及び変更は当社によってのみ為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、当社が本規約の改定及び変更を行うときは改定日の原則2週間前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

本規約は、2025年4月1日より施行します。